令和７年５月

事 業 主 様

松阪労働基準協会長
（共催）伊勢労働基準協会

テールゲートリフター操作業務にかかる特別教育（学科）開催のご案内

近年荷物の積み下ろしに関し、荷台後部に昇降装置＝テールゲートリフター（以下「TGL」）を取り付けた貨物自動車などが急速に普及していますが、これに伴う労働災害も増加しており、以下のような問題点が指摘されています。

- TGL の関連する死傷災害は令和２年に 330 件発生。このうち４割以上が休業見込日数 60 日以上となっており、フォークリフトに起因する災害の休業日数割合 4 割弱を上回っている。また、死亡災害も毎年複数件発生。
- TGL に起因する災害の６割が不適切な取り扱いによるもの。その多くは、TGL に荷と作業員が一緒に乗って昇降している際に、荷の移動や転倒に伴い発生。
- TGL の構造や特性に起因するリスクに係る知識が不十分。

これに伴い令和 5 年 3 月 28 日に労働安全衛生規則が一部改正され、TGL の操作の業務（荷役作業を伴うものに限る）に就かせる労働者に対し、特別教育の実施が事業者に義務化（安衛則第 36 条第 5 号及び特別教育規程第 7 条の 4 関係）されました。（令和 6 年 2 月 1 日施行）

当協会としましては、行政のご指導の下、下記の日程で「特別教育（学科）」を開催することと致しました。この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。
なお、実技講習については所属事業場にてお願いします。

記

1. 日時・場所

◆ 令和７年 7 月１７日（木）午後 12 時 30 分～午後 5 時 10 分
三重職業能力開発促進センター　伊勢訓練センター
「ポリテクセンター伊勢」　A3 研修室
伊勢市小俣町明野 685　℡0596 - 37 - 3121

2. 定　員　　６０名（定員になり次第締切り、受講者が５名以下の場合講習会を中止します）

3. 受講料　　会　員： 8,800 円（受講料　8,000 円　10%対象・消費税 800 円）
非会員：11,800 円（受講料 10,728 円　10%対象・消費税 1,072 円）
※テキスト含む

4. 受講申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、受講料を添えて下記にお申し込み下さい。[Fax も可]

〒515-0814　松阪市久保田町 173-8
松阪労働基準協会（℡：0598-26-6022　Fax:0598-23-7712 ）

（１）受講費用は、申込締切日までに下記に振込頂くか直接ご入金願います。
（振込みの場合の手数料は、申込者ご負担でお願いします）
尚、振込金受取書にて領収証に代えさせて頂きます。

振込先	百五銀行　　松阪支店　（普通）　40910
銀行名	桑名三重信用金庫　日野町支店（普通）1025090
受取人	口座名義　　松阪労働基準協会

※適格請求書が必要な場合は申込書にチェックを入れて下さい。
申込のアドレスに送信します。

（２）受講票は、受講費用のご入金確認後、FAX にて返信させていただきます。
※複数の場合は該当者に応じて返信させていただきます。
※締切日以降の取り消し、欠席の場合は受講料をお返し致しません。

5. 講習科目及び時間

①	テールゲートリフターに関する知識	1.5 時間
②	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0 時間
③	関係法令	0.5 時間

※実技講習については所属事業場にてお願いします。

6. 締切日　　令和７年７月３日（木）
※締切日前でも定員になり次第締切らせていただきますので、ご了承下さい。

7. 修了証の交付　　所定の全科目修了者に、「学科教育受講証明書」を交付します。

近鉄明野駅から徒歩10分、国道23号線「東大淀町」交差点から約1.6km